

安全



安心

JAL不当解雇撤回ニュース

No173号 2012.06.26
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
TEL: 03-3742-3251 FAX: 03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekkai.com>

解雇自由社会 No!

6月18日 新宿文化センター

JAL 地裁判決を問うシンポジウム報告

6月18日、新宿文化センターにて「解雇自由社会 No! JAL 地裁判決を問うシンポジウム」を開催しました。シンポジウムでは、宮里邦雄労働弁護団会長・JAL 闘争を支える会の代表世話人をコーディネーター兼シンポジストとして迎え、労働法研究者で JAL 不当解雇撤回大阪支援共闘の代表である萬井隆令龍谷大名誉教授、財務経済研究者である醍醐聡東京大学名誉教授、そして弁護士の今野久子先生にシンポジストを務めていただきました。会場は 250 名の参加者で満員。不当判決を跳ね返し控訴審では必ず勝利しようという決意にあふれた熱い報告と討論が行われました。



判決は日本航空の職場実態を直視していない。稲盛会長の解雇不要という発言は、記者会見に続き法廷でも証言。2 度も発言しており心情の吐露では済まされない。判決は人員削減の必要性和整理解雇の必要性の区別ができていない。



CCU は若年定年・結婚退職制など性差別を是正してきた。その闘いを進めて来たのが原告。安全には経験と知識が不可欠。年齢で職を奪う解雇を認める判決は歴史に逆行している。



判決は破綻直後の更生計画を上げ解雇を有効とした。しかし解雇時点では大もうけをしている。解雇の是非は通告時点で行うべき。人件費削減と人員削減を巧妙に使い分けている。



整理解雇が労組の弱体化を狙った不当労働行為であることを強調したい。JAL が大量採用を打ち出したが、米国などでは、会社の業績が回復すれば、被解雇者を優先して再雇用する。